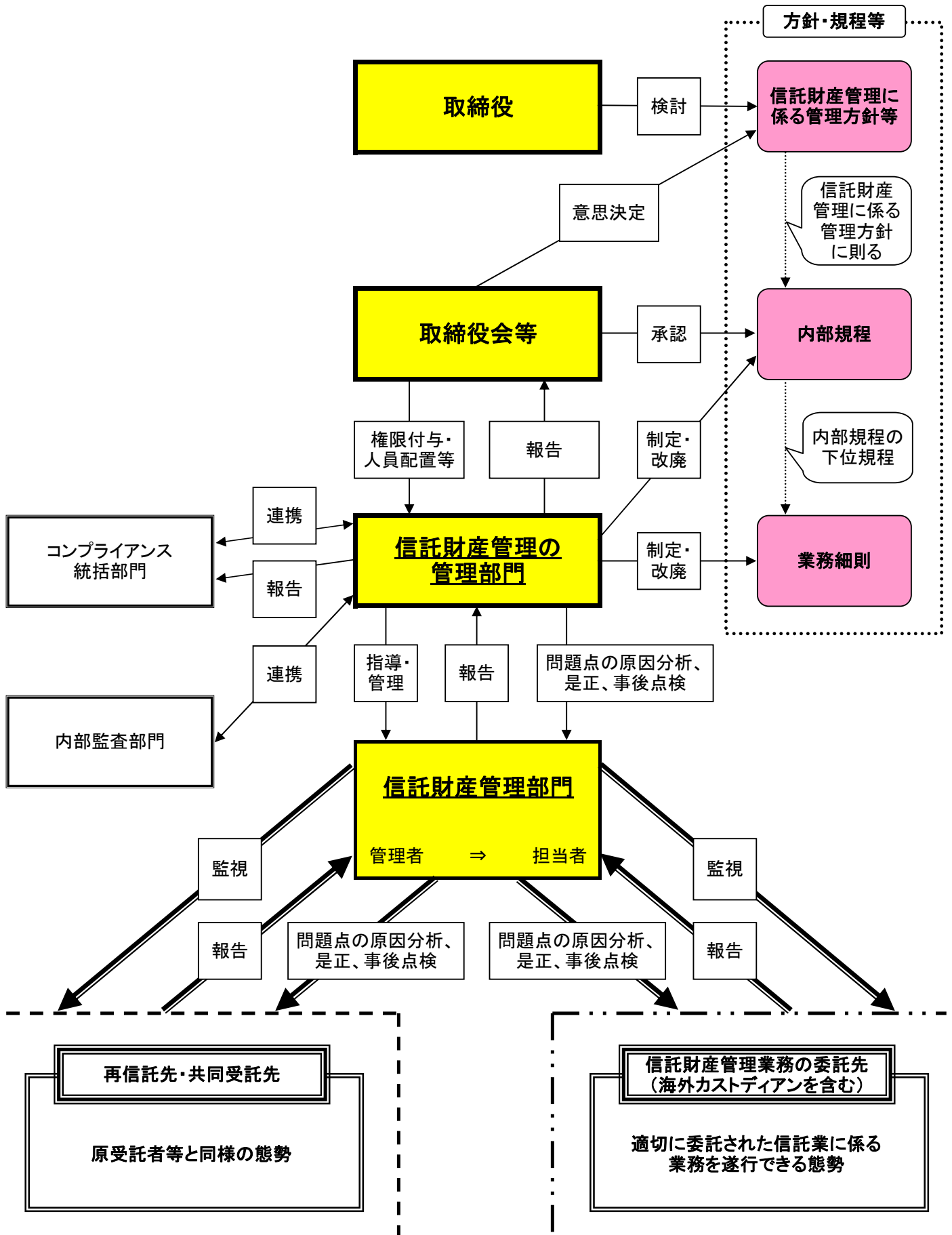


# 信託財産管理に係る管理態勢

# 「信託財産管理に係る管理態勢」のイメージ図



## 信託財産管理に係る管理態勢

### 【信託財産管理に係る管理態勢を検証する際の留意事項】

- (1) 信託財産の管理に当たっては、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、適正な信託財産管理を行う必要があることから、信託財産管理に係る管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (2) 検査官は、本チェックリストにより、信託財産管理に係る管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託財産管理に係る管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「信託業務管理態勢を検証する際の留意事項」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。
- (3) 本チェックリストにより信託財産管理に係る管理態勢を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託監督指針の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。
- (4) 信託商品の特性は区々であり、本検査マニュアルの適用に当たっては、信託商品の多様な商品特性に配慮し、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

## 【信託財産管理に係る管理態勢の確認検査用チェックリスト】

### I. 信託財産管理に係る管理態勢

#### 1. 信託財産管理に係る管理態勢の整備・確立状況

##### (1) 信託財産管理に係る管理方針等の整備・確立

- ① 取締役は、信託財産の管理が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託財産管理の状況を的確に把握し、適正な信託財産管理に係る管理態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
- ② 取締役会等において、上記方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、関連部署等に一任することなく明確な意思決定がなされているか。加えて、上記方針等は、組織内で周知されているか。また、上記方針等は、定期的にあるいは必要に応じ随時見直されているか。

##### (2) 信託財産管理に係る管理のための組織・内部規程の整備等

- ① 取締役会等は、適正な信託財産管理に係る管理態勢を整備・確立するために、信託財産管理に係る管理を担当する部門（以下「信託財産管理の管理部門」という。）につき、信託財産管理部門から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、信託財産管理の管理部門が、信託財産管理に係る管理以外の業務との兼務をする場合、信託財産管理部門からの干渉を防止する態勢となっているか。
- ② 取締役会等は、信託財産管理の管理部門に対し、信託財産管理の適正性を管理するために必要な権限を与えているか。
- ③ 取締役会等は、信託財産管理の管理部門に、信託財産管理に係る法令等及びその遵守に係る十分な知識・経験を有する人員を適正な規模で配置しているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。
- ④ 取締役会等は、適正な信託財産管理に係る管理のための手続を明確に定めた内部規程を信託財産管理の管理部門に整備させ、リーガル・チェック等を行わせ、取締役会等が定めた信託財産管理に係る管理方針に合致していることを確認した上で承認しているか。

##### (3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、信託財産管理の管理部門が、信託財産管理に係る情報

のうち、経営に重大な影響を与える、又は委託者及び受益者の利益が著しく阻害される一切の事案について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

## 2. 信託財産管理の管理部門の態勢と役割

### (1) 信託財産管理の管理部門による管理態勢

- ① 信託財産管理の管理部門の管理者は、信託財産の管理が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託財産管理の状況を的確に把握し、適正な信託財産管理を行うための方策を講じる態勢を整備しているか。
- ② 信託財産管理の管理部門は、再信託先、共同受託先及び海外カストディアン等の業務委託先において、委託者及び受益者に影響や損失を与える事故・障害が発生するおそれがないかということ及び実際に事故・障害が発生していないかということを、信託財産管理部門に監視させる態勢を整備しているか。
- ③ 信託財産管理の管理部門は、再信託先、共同受託先の信託財産管理の管理部門及び業務委託先が把握した信託財産管理に係る問題等を、再信託先、共同受託先及び業務委託先から信託財産管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。
- ④ 信託財産管理の管理部門は、信託財産管理部門の管理者をして、把握した信託財産管理に係る問題等（再信託先、共同受託先及び業務委託先において把握した信託財産管理に係る問題等を含む。）を信託財産管理の管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。

また、必要に応じ、当該問題等をコンプライアンス統括部門に報告する態勢を整備しているか。

- ⑤ 信託財産管理の管理部門は、信託財産管理に係る問題等の実態を把握した上で、的確な原因分析等を行っているか。また、当該原因分析等に基づき、信託財産管理部門の管理者に対し、問題等の是正を求め、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備

しているか。

また、再信託先、共同受託先及び業務委託先に対しては、信託財産管理部門を通じ、問題等の是正を求め、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。

## (2) 信託財産管理の管理部門の役割

- ① 信託財産管理の管理部門は、取締役会等が定めた信託財産管理に係る管理方針に則り、信託財産管理の管理に係る内部規程を制定し、取締役会等の承認を得ているか。

また、必要に応じて、当該内部規程に則り、信託財産管理の管理に係る業務細則を制定しているか。

- ② 信託財産管理の管理部門は、内部監査部門及びコンプライアンス統括部門との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、相談・苦情等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。

## 3. 信託財産管理部門における管理者の役割

- (1) 信託財産管理部門における管理者は、信託財産に係る管理が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託財産管理部門における信託財産管理の状況を的確に把握し、信託財産管理の適正性を確保するための適切な方策を講じているか。

例えば、

- ① 信託財産管理部門における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な頻度で行っているか。
- ② 信託財産管理に係る担当者に対し、信託財産管理に係る法令等遵守の重要性を認識させ、信託財産管理の管理部門の制定した内部規程・業務細則に従った適正な信託財産管理を行うよう指導・教育しているか。
- ③ 信託財産管理に係る担当者が信託財産の管理において把握した信託財産管理に係る問題等を、速やかに報告させ実態把握を行っているか。
- ④ 信託財産管理に係る問題等が認められた場合には、速やかに当該問題等を信託財産管理の管理部門に報告し、改善策について、信託財産管理の管理部門と協議しているか。

- (2) 信託財産管理部門における管理者は、遅滞なく、信託財産管理の管理部門、コンプライアンス統括部門や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。

## Ⅱ. 信託財産管理の適正性

### 1. 信託財産分別管理の適正性

信託兼営金融機関が、受託した信託財産を自己の固有財産や他の信託財産と混合した場合、自己の目的又は他の信託目的のために流用され信託財産に損害を与えるおそれがある。そこで、委託者及び受益者の保護の観点から、適切な方法により、信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分し、かつ、当該信託財産に係る受益者を適切に判別できる状態で管理することが必要である。このような観点から、例えば、以下の点に留意して法令等が求める分別管理を適正に行う態勢となっているか。

- (1) 信託財産の分別管理の方法を、内部規程・業務細則により明確に定めているか。
- (2) 信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分するため財産の種類、特性等に応じた管理がなされているか。また、当該信託財産に係る受益者が判別できるよう、信託契約の種類に応じた管理がなされているか。
- (3) 資産の実在性を担保するために、帳簿上の残高と現物の保管残高が財産の種類、特性等に応じて定期的に照合されているか(リコンサイル作業)。
- (4) 信託財産の処理及び計算を明らかにするための帳簿(信託勘定元帳、総勘定元帳)は、法令等に従い適正に作成され、保存されているか。また、当該信託の利害関係者からの帳簿閲覧請求がある場合は、内部規程・業務細則に基づき適切に対応しているか。
- (5) コンピュータシステムにおいて、信託財産と自己の固有財産及び他の信託財産と区分して記録している場合、直ちに帳簿が作成できる態勢となっているか。また、コンピュータシステムのバックアップ態勢が整備されているか。
- (6) 信託の公示として、信託財産の登記又は登録の制度のある財産権について、内部規程・業務細則に基づき適切な処理が行われているか。

- (7) 法令等に基づき信託財産の管理を第三者に委託する場合には、委託を受けた者が信託財産の管理を法令等に規定する方法により適正に行うことを確保するための十分な態勢を整備しているか。

## 2. 約定照合・受渡決済の適正性

信託兼営金融機関が、委託者等の運用指図権者の指図に従い信託財産に係る取引を行う場合は、信託財産管理部門において、運用指図の内容と発注先の証券会社等からの約定連絡の内容が一致しているかを適正に照合し、受渡決済を行うことが求められる。そのため、例えば、以下の点に留意して適正に約定照合及び受渡決済が行われているか。

- (1) 約定照合及び受渡決済に係る事務処理手順について定めた内部規程・業務細則が制定されているか。
- (2) 委託者等から送付された運用方法指図書と証券会社等の取引相手先から送付された取引報告書（コンファメーション）の照合が内部規程・業務細則に基づき適切に行われているか。なお、運用方法指図書と取引報告書の内容をシステム上で照合する場合には、別々の担当者が入力を行うことが望ましい。
- (3) 運用方法指図書と取引報告書を照合し、一致しなかった場合には、速やかに原因を調査し、内部規程・業務細則によりあらかじめ定められている方法に基づき適正に当該不一致が修正されているか。
- (4) 委託者及び受託者等の間で締結した協定書に係る合意事項の異例扱いを行う場合は、内部規程・業務細則に基づき、適正に行われているか。
- (5) 約定照合後における資金決済の指図及び当該指図に基づいた受渡は、内部規程・業務細則に基づき適正に行われているか。また、受渡結果について、適切に確認されているか。

## 3. コーポレートアクション等の権利保全の適正性

株式や社債の価値に変動を及ぼす株主割当、会社合併及び会社分割等のコーポレートアクションについては、適時適切に処理がされない場合には、信託財産に損害を与えるおそれがある。そのため、例えば、以下の点が守られているか。

- (1) コーポレートアクションに際しての権利保全手続について、内部規程・



業務細則が制定され、遵守されているか。

- (2) コーポレートアクションについて、迅速かつ的確に情報収集を行い、機会損失が防止されているか。特に、外国株式・社債に係る配当、分割、会社合併等の情報については、海外カストディアンや情報提供会社等から正確な情報を入手する態勢となっているか。
- (3) コーポレートアクションの情報については、必要に応じて、速やかに委託者等に連絡を行い、委託者等からの指図に基づき適切に処理されているか。
- (4) コーポレートアクションに関する記帳処理が適切に行われているか。
- (5) 利金、配当金に係る外国証券還付税金について、海外カストディアンを通じ、現地税当局に申請後、還付金が入金されるまでの間、定期的に海外カストディアンに照会を行うなど、還付状況が適切に管理されているか。
- (6) 税金還付の都度、受益者への返還等の適切な処理が行われているか。
- (7) 株主優待物の処分方法は、処分が恣意的になることを防止するために、受入、確認及び処分方法（例えば、品物については廃棄する等）を定めた内部規程・業務細則に基づき適切に処理されているか。

#### 4. 有価証券の貸付（レンディング）の適正性

信託財産である有価証券の貸付を行う際には、委託者に有価証券の貸付に係るリスク・リターンを説明した上で、信託財産に損害を与えないように貸付先の信用リスクの管理及び貸付に係る担保管理等を行う必要がある。そのため、例えば、以下の点が守られているか。

- (1) 有価証券の貸付を行う際に、取引先の選定基準、取引金額の上限（クレジットライン）等を定めた内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- (2) 取引先の選定については、財務状況や格付をもとに信用リスクを判断し、当該リスクに応じた取引金額の上限が内部規程・業務細則に定められているか。また、取引金額の上限については、定期的に見直し等が行われているか。
- (3) 担保金の値洗い処理や担保金の再運用の選定などの担保管理は、内部規程・業務細則に基づき適切に行われているか。

## 5. 金庫株専用信託の管理の適正性

信託財産において、委託者の自己株式（金庫株）を取得することは、インサイダー取引等の不公正取引に該当するおそれがある。インサイダー取引等の不公正取引を防止するために、委託者の未公表の重要情報から自己株式買付担当者を遮断するなど、例えば、以下の点が守られているか。

(1) 委託者の未公表の重要情報が適切に管理されているか。

例えば、以下の点が守られているか。

- ① 自己株式買付担当者に対して、自己株式の買付に係る情報以外の委託者の未公表情報が伝達されていないか。
- ② 委託者に未公表の重要情報がある場合に、委託者から自己株式に関する指図を受けていないか。
- ③ 自己株式買付担当者は、買付の事実に係る情報管理の徹底を図っているか。

(2) 上場会社の自己株式の買付については、法令等で規定されている相場操縦規制に違反しないように行われているか。

## 6. 金銭債権の管理の適正性

信託財産である金銭債権の管理においては、特に、以下の点に留意し、信託契約の条項を遵守する態勢となっているか。

- (1) 対抗要件の具備（疎明資料の保管も含む。）
- (2) 原債権の回収状況管理（各債権の貸倒れ、延滞、中途解約、期前弁済等）
- (3) 債権買戻し等への対応
- (4) 費用計算（事務委任手数料、バックアップサービス手数料、信託報酬、税金等）
- (5) 資金回収
- (6) 信託決算
- (7) 配当支払
- (8) 各種報告書（信託財産状況報告書等）作成
- (9) 各種トリガー条項の監視
- (10) 受益権者に対する償還方法（元本均等償還、パススルー償還等）の管理・変更等

## 7. 不動産の管理の適正性

- (1) 信託財産である土地・建物の管理においては、特に、以下の点に留意し、信託契約の条項を遵守する態勢となっているか。
  - ① 対抗要件の具備（疎明資料の保管を含む。）
  - ② 契約管理（テナントとの賃貸借契約の締結、変更、更改等）
  - ③ 収支管理（賃料、共益費等の金銭の收受や修繕費等の費用の支払、決算事務などの計算事務）
  - ④ 保守管理（設備等の保守、清掃衛生管理、警備等）
- (2) 環境リスクなど問題のある土地・建物を受託した場合、委託者・受益者の方針や指図を踏まえ、所有者責任及び受託者責任の観点から必要な方策（例えば、当該問題に係る状況変化を把握するための監視、当該問題の治癒など）を講じているか。

## Ⅲ. 信託財産管理業務の委託の適正性

### 1. 信託財産管理業務の委託

- (1) 必要に応じ、信託契約において、信託業に係る業務の一部を委託すること及び信託業に係る業務の委託先について定めているか。
- (2) 委託することが確定していなくても、将来委託することが想定されるときには、必要に応じ、信託契約において委託先の選定に係る基準及び手続について定めているか。

### 2. 業務委託先の選定に係る審査

- (1) 審査に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- (2) 業務委託先が、規模・特性に応じて、適切に委託された信託業に係る業務を遂行できる態勢となっていることが確認されているか。例えば、信用力及び分別管理体制などの資産管理態勢の状況が確認されているか。
- (3) 業務委託先が、委託元の信託兼営金融機関に対し管理状況に関する十分な情報を提供する態勢となっていることが確認されているか。
- (4) 業務委託先に対する報酬を信託財産から徴求している場合等において、当該委託先が委託元の信託兼営金融機関の利害関係人である場合は、信託契約において、利害関係人取引を行うこと及び利害関係人取引の概要につ

いての定めがあり、かつ受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合を除き、利害関係人取引が禁止されていることを踏まえ、必要な内部規程・業務細則の整備や法令上の要件を満たしていることを検証する態勢となっているか。

### 3. 業務委託契約の内容

業務委託契約の内容は善管注意義務を適切に履行する観点から十分なものとなっているか。例えば、業務委託先を不当に免責する等、受益者を害するおそれのある規定が定められていないか。

### 4. 業務委託先の管理態勢

#### (1) 業務委託先の業務運営実態の把握

- ① 業務委託先に対する指図書類と委託内容に齟齬はないか確認する態勢となっているか。
- ② 業務委託先の法令等の遵守状況に関し、内部監査等を踏まえた報告を業務委託先から定期的に受ける等、実効性のある確認を行える態勢となっているか。
- ③ 業務委託先との残高照合事務（リコンサイル）については、業務委託先からの残高報告と信託財産の帳簿を定期的に照合しているか。また、照合結果が不一致の場合は、原因を調査し不一致の解消が適切に図られているか。

#### (2) 業務委託先の業務運営の定期的評価

- ① 業務委託先の資産管理能力・信用力等について、定期的に評価が行われているか。
- ② 内部管理の状況及びその有効性を評価するため、業務委託先の内部監査・委託元の信託兼営金融機関による監査の実施状況など十分な情報が入手されているか。

#### (3) 問題の是正等

業務委託先で発生した業務執行上の問題点について、業務委託先に対して速やかに是正を求めるとともに、是正状況の報告を求める態勢となっているか。

## 5. 海外カストディアン管理の適正性

外国の有価証券の管理を海外カストディアンに委託している場合、実務慣行や法制度等の相違を誘因とする事故や問題が発生するおそれがある。このため、上記1. から4. に加えて、以下の点に留意して適正に海外カストディアン管理を行う態勢となっているか。

- (1) 海外カストディアンとの委託契約において、当該カストディアンの自己の行為、あるいはグローバルカストディアンの場合、各市場において保管を委託しているサブカストディアンの行為に起因した事象に対する免責条項を把握し、顧客資産の保全の対応に問題のないことが検証されているか。
- (2) 信託契約の終了等により、カストディー口座を閉鎖する場合は、未収配当金、割当株式等の信託財産に帰属する権利の処理が完了していることが確認されているか。

## 6. サービサー管理の適正性

金銭債権流動化において、債権取立て、回収等をサービサーに委託する場合には、主として流動化の対象となった金銭債権から生ずるキャッシュフローを信用の源泉としている金銭債権流動化の特性を踏まえて、上記1. から4. に加えて、以下の点に留意しているか。

- (1) サービサーの倒産等により資金回収業務が滞るリスクを防止するため、一定事由発生時（トリガー条項抵触時）にサービサーを速やかに交代させるべくバックアップサービサーが選定されている場合、一定事由発生時にバックアップサービサーが合理的な期間内に資金回収事務に当たることができるような方策（データ管理方法やシステムのインターフェイスの構築等）が講じられているか。
- (2) 信託兼営金融機関がサービサーに対して融資を行っている場合等においては、融資の回収金と信託財産である債権の回収金が明確に区別して管理されているか。
- (3) サービサーが、信託財産である債権以外の債権の回収を行っている場合、信託財産である債権の回収金が明確に区別して管理されているか。

また、サービサーの倒産等によりサービサー口座に滞留していた資金がサービサーの固有資産と混同してしまうリスク（コミングリングリスク）

を軽減する手段が設けられている場合には、当該手段に係る契約の定めに従い管理を行っているか。

#### IV. 再信託先又は共同受託先の管理の適正性

1. 再信託又は共同受託を行う際には、契約書等において職務分担及び責任関係が明確化されているか。例えば、委託者に対して、再信託先又は共同受託先への移管業務が開示されているか。
2. 再信託先又は共同受託先に対する監視については、必要な監視事項が整理されているか。また、監視事項は、必要に応じて見直しが行われているか。
3. 再信託先との契約等には、再信託先の管理を行うための必要な報告等を求める監督・検査権限が明記されているか。
4. 信託財産を再信託している場合、定期的に、再信託先で保管されている信託財産が、原受託者である信託兼営金融機関が保有している帳簿と照合されているか。
5. 再信託先の事務遂行能力、社会的信用度及び経営の健全性等を踏まえ、定期的に委託継続について適切に検討されているか。

#### V. 信託財産状況報告等の適正性

##### 1. 管理記録の保持

- (1) 信託財産に係る取引が、信託財産の計算期間ごとに、信託勘定元帳に適切に記録されているか。また、総勘定元帳は適切に作成されているか。
- (2) 自己又は利害関係人との取引が、信託財産の計算期間ごとに、適切に記録されているか。

##### 2. 信託財産の評価

信託財産の評価については、法令等及び信託契約に基づき適切に行われているか。例えば、以下の点が守られているか。

- (1) 信託財産の時価情報を提供する場合は、当該時価情報が適切に収集され、システムへ入力されるなど適切に処理されているか。
- (2) 取引種別ごとの評価方法を定めた内部規程・業務細則に基づき、時価評価が適切に処理されているか。

### 3. 信託財産状況報告書等の作成・交付

- (1) 内部規程・業務細則において、信託財産状況報告書及び自己又は利害関係人との取引状況に関する報告書の記載内容や交付方法などが明確化されているか。これに従い、作成及び交付が適正に行われているか。
- (2) 内部規程・業務細則において、信託財産状況報告書及び自己又は利害関係人との取引状況に関する報告書の交付を省略しうるケースが明確化され、当該書面交付を省略する取扱いが適正に行われているか。

